

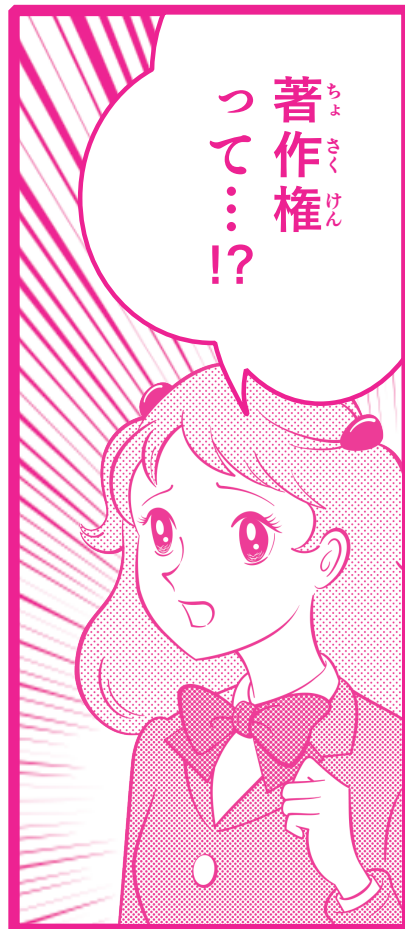
みんなで考えよう!

# 著作権と

# 海賊版

大切な文化を守るために  
わたしたちができること

著作権  
ちよさくけん  
って……!?



## —ワークシート・資料—

海賊版をダウンロードしたら、  
かいぞくばん  
したら、  
どうなるの？



## CONTENTS

監修者のことば .....	2
動画の紹介 .....	3
「公共」ワークシート (なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか) .....	4
「公共」ワークシート (消費者がもつ権利と、消費者が果たすべき責任) .....	6
「情報Ⅰ」ワークシート (情報社会の問題解決) .....	8
資料 著作権の基本 著作権法の目的 / 「著作物」とは .....	9
著作者の権利 / 著作権の保護期間 .....	10
著作者の権利の制限 .....	11
著作権が侵害された場合の対抗措置 .....	13
資料 海賊版の問題を考える .....	14
資料 調べ学習等に使える著作権関連情報ウェブサイト .....	15

## “著作権を守る心”につながる1タップのために

「この漫画、続きが気になる」「あの歌手の新曲が楽しみ」「好きな俳優にもっと映画に出て欲しい」と思ったことはありませんか？ もしあるならば、あなたは著作権を守る心を持っています。作った人や作品を大切に思って、許可を取ったり、お金を払ったりすることが“著作権を守る心”であり、この資料でみなさんに伝えたいことです。

文章、音楽、漫画やイラスト、映画、写真などの作品には作った人がいて、作品を作るために少なくない時間や努力、お金を費やしています。試しに好きな漫画やアニメのキャラクターを描いてみてください。次は好きな音楽を弾き歌いしてみてください。「かんたんそうなのに、かわいく描けない」「ピアノを両手で弾きながら、高い声で歌うなんてムリ！」そう感じたら、作品の価値が理解できた証拠です。

「あれ？ 学校では、イラストや写真をレポートやスライドにコピペするし、行事で音楽を流すし、看板やTシャツにキャラクターを描いているけど、許可を取ったりお金を払ったりしたことがないな…」いい指摘です。学校の中と外では著作権のルールが違うことも、この資料に出てきます。

そして、あなたも“作った人”になれます。自分で書いた文章、描いた絵、撮った写真などは、あなた自身が著作権を持っています。著作権は作った瞬間にその人にあり、登録も申請も必要ありません。あなたの作品を公開することで、誰かを幸せにできるかもしれません。

「タダで読めるサイトがあるから」「おこづかいが少ないから」「他の人もしているから」と、軽い気持ちの1タップが、漫画の続き、新曲、推しの出演映画への道を閉ざしてしまいます。

一方、「この歌詞を届けたい」「イラストを見て欲しい」「おもしろい動画が撮れた」と自分の作品を公開する1タップが、あなたの作り手としての未来につながるかもしれません。

“著作権を守る心”につながる1タップのために、この資料を役立ててください。



Haraguchi Nao

**原口 直 先生**

東京学芸大こども未来研究所 教育支援フェロー/Google認定教育者  
「原口直の学校著作権ナビ」<https://maruc.work/>

**政府委員・有識者会議等**

共通目的事業委員会専門委員/SARTRAS(2021.6~)

音楽文化事業に関する有識者委員会委員/JASRAC(2021.5~)

東京学芸大こども未来研究所教育支援フェロー(2021.3~)

知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会参考人/内閣府(2018)

「知財創造教育の普及・実践の推進を担う学校・教員の選定に向けた調査研究」有識者会議/内閣府(2022)



## みんなで考えよう! 著作権と海賊版

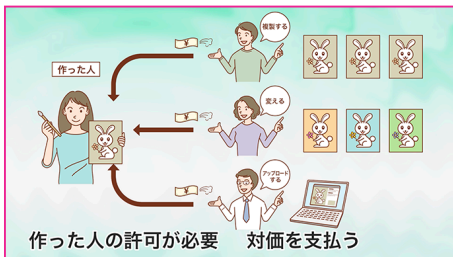
### 「みんなで考えよう! 著作権と海賊版」(10分)

高校生のみなさんにとって身近な問題である著作権と海賊版について、わかりやすく解説した映像教材です。著作者の思いや、みなさんに考えてもらいたいことを伝えます。動画の主な内容についてご紹介します。



#### オープニング

違法な海賊版サイトによって、あらゆる著作物が被害を受けている現状を知らせます。



#### 著作権について

著作権の概要を説明します。



#### 海賊版サイトについて

海賊版サイトがどのようなもので、著作者にどのような被害が及ぶかを説明します。



#### 海賊版をダウンロードすると…

海賊版と知りながらダウンロードすると違法となることや、罪に問われる場合について説明します。



#### 制作者(出版社)の談話

海賊版サイトの実態、被害状況、海賊版対策、制作現場への影響などについて語ります。



#### 正規版サイトについて

正規配信サービスであることを示す「ABJマーク」や「エルマーク」について説明します。



#### 高校生に伝えたいこと

高校生のみなさんに伝えたいメッセージを伊東さんが語ります。



#### エンディング

著作権についてどう考えるか、海賊版サイトにどう向き合っていくべきかを問いかけて終わります。



## なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか

### 1 海賊版って、なんだろう

①海賊版と本物を比較してみよう。

	気づいた点
海賊版	

②海賊版と本物を比較して提示し、「海賊版の何が問題なのか」について話し合ってみよう。

メモ

### 2 知的財産権について知ろう

知的財産とは、発明や( ア )、デザインなど、人間の( イ )な活動により生み出されるものである。

ア \_\_\_\_\_

イ \_\_\_\_\_

①海賊版が拡大すると、どのような被害が生じるだろうか、グループで議論してみよう。

メモ



②動画『みんなで考えよう！ 著作権と海賊版』を見て、気付いた点をメモしよう。

メモ

③なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか？

ア) 自分の考えを書いてみよう。

イ) 次の視点を参考に、グループで話し合ってみよう。

【考える視点】 ・制作者の権利                      ・社会に与える影響                      ・社会規範

### 3 まとめ

「なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか」について自らの考えを文章にしてみよう。

- 今日の学習の参考
- 今日の学習で頑張ったことや工夫点など
- これからの学習に向けての改善点など



## 消費者がもつ権利と、消費者が果たすべき責任

### ■ 本時の問い(主題)

契約を通じて、「消費者」としてどのような責任を果たすべきだろうか。

### 1 本時の問い(主題) に対する授業開始時の考え

今までの「公共」の授業内容、普段の消費活動から考えてみましょう。

### 2 「契約」を締結するとは何だろうか

<「契約」に関する基礎知識>

- 契約は、( ) がなくても、( ) でも成立する。
- 契約は( ) で定められており、契約の( ) の意思表示に対して、契約の( ) の意思表示をすることにより、成立する。
- 契約が成立すると、( ) と( ) が発生する。



- 契約を締結することに関しては、原則当事者間の自由である( = )  
→ 公序良俗に反する場合等、契約自由の原則にも例外がある。

<未成年者取消権>

- 民法の改正(令和4年4月施行) で( ) 歳以上は成年と規定された。
- 未成年者は、親などの法定代理人の( ) がないと契約ができない。ただし、お小遣いの範囲の買い物などの例外がある。
- 未成年者が親などの法定代理人の同意がなく契約した場合に、あとから取り消すことができることを( ) という。  
→ 未成年者取消権にも例外がある(契約相手に年齢を偽った場合 等)。



### 3 契約をめぐる事例から、経済活動への影響を考えよう

次の各事例が起こった場合、経済活動にどのような影響が生じるか考えてみよう。

- (a) 契約を締結した当事者（消費者、事業者）が契約を守らなかった場合
- (b) 本来契約を締結して消費するものを消費者が無許可で消費した場合（海賊版の使用）
- (c) 消費者が事業者に誤った情報を伝えられ、それに基づいて契約を締結した場合

自分の担当の事例      事例 \_\_\_\_\_

### 4 各事例の検討内容を共有しよう

事例(a)による影響

事例(b)による影響

事例(c)による影響

### 5 本時の問い(主題) に対する授業まとめの考え

↑ このように考えた理由は何ですか

\*授業を受けて考えたこと、これからさらに学習したいこと等を書きましょう。



## 情報社会の問題解決

### 1 なぜ、私たちは著作権を守らなければならないのでしょうか？

検討した内容や、班で話し合った内容をメモしましょう。

視聴した動画の内容や、自分の考えをまとめましょう。

### 2 海賊版サイトの現状と対策について

海賊版サイトの現状と対策について、視聴した動画の内容や、自分の考えをまとめましょう。

### 3 なぜ、私たちは著作権を守らなければならないのでしょうか？

これまでに学んだことを踏まえて、自分の考えをまとめましょう。





## 1 著作権法の目的

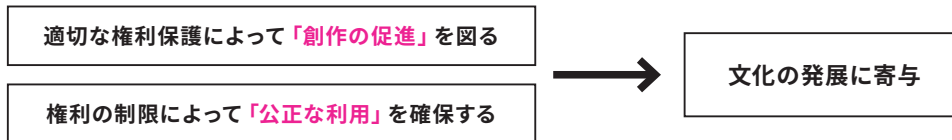
著作権法では、次のように目的を定めています。

### 第1条(目的)

著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

### Point

- 著作物を創作した人に「著作権」という権利を与える。
- 著作権は、著作物の無許諾利用などを防止して権利を保護するとともに、公益性の高い場合等には、権利を制限することで著作物の公正な利用を図るものである。
- 著作権法は、文化の発展に寄与することを目的としている。



## 2 「著作物」とは

著作権法では、次のように著作物を定義しています。

### 第2条(定義)

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

### Point

- 著作物とは、思想・感情を創作的に表現したものである。
- 著作物は人間の知的・精神的活動の所産であり、文化の形成とその発展の基盤を成すものである。

### 著作物に当てはまらないもの

- 単なるデータなど、人の思想や感情を伴わないもの(例：富士山の標高は3776.24m)
- 創作的でないもの(ありふれたものや模倣品)
- 「表現」されていないもの(アイデアの段階のもの)
- 文芸、学術、美術、音楽の範囲に属さないもの(工業製品など)

### 著作物の種類(第10条)

言語	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽	楽曲、楽曲を伴う歌詞など
舞踊・無言劇	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置、茶碗、壺、刀剣などの美術工芸品
建築	芸術的な建築物
地図・図形	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分など
写真	肖像写真、風景写真、記録写真など
プログラム	コンピュータ・プログラム

私が書いた  
手紙も  
「著作物」  
だよ



### 3 著作者の権利

著作権法は、著作者の権利の内容を定めています。

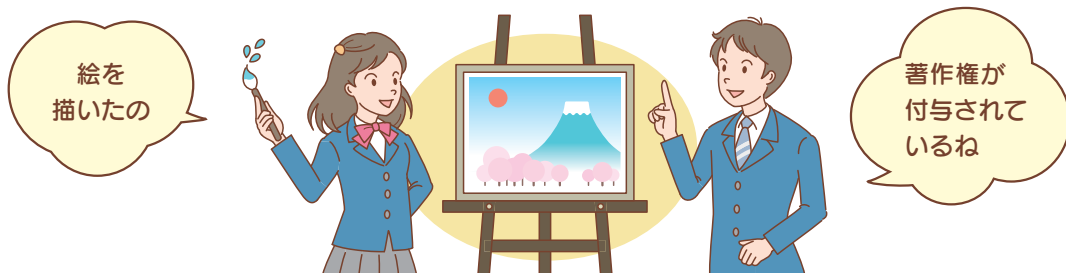
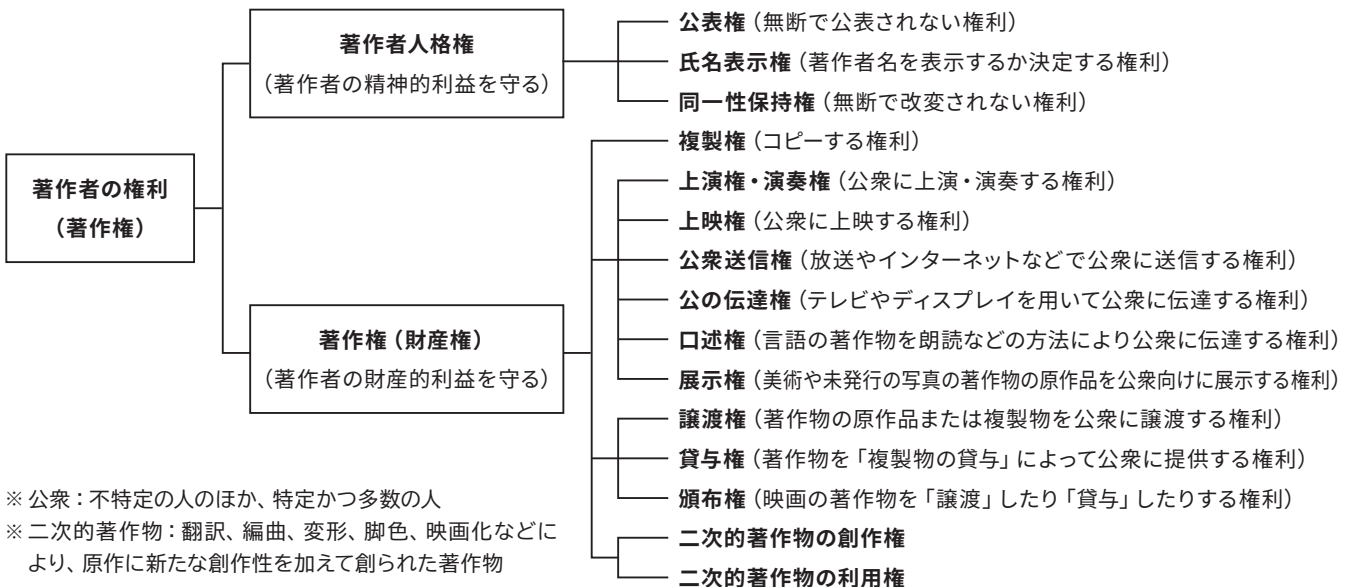
#### 第 17 条(著作者の権利)

著作者は、次条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利(以下「**著作者人格権**」という。)並びに第 21 条から第 28 条までに規定する権利(以下「**著作権**」という。)を享有する。

2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

#### Point

- 著作者の権利(著作権)は、他人が「無断で〇〇する」を止められる権利である。
- 著作権は「著作者人格権」と「著作権(財産権)」に大別される。
- 著作物を創作した時点で自動的に付与される(権利を取得するための手続は一切不要)。



### 4 著作権の保護期間

著作権・著作者人格権には一定の存続期間があり、この期間を「保護期間」といいます。

#### Point

- 著作権には「保護期間」がある。
- 著作者人格権の保護期間：一身専属の権利であるため、著作者が死亡すると消滅する。(第59条)
- 著作権(財産権)の保護期間：著作者が著作物を「創作したとき」に始まり、原則として著作者の「生存している期間+死後70年間」。(第51条)

## 5 著作権者の権利の制限（許諾を得ずに利用できる場合）

著作権法では、一定の「例外的な場合」に限り、権利者の了解を得ずに著作物などを利用できるとしています。ここでは、高校生のみなさんに関連の深い内容を取り上げて紹介します。

### 許諾を得ずに利用できる「例外的な場合」(抜粋)

- 私的使用のための複製(第30条)
- 引用(第32条)
- 教科書等への掲載(第33条、第33条の2、第33条の3)
- 学校その他の教育機関における複製・公衆送信等(第35条)
- 試験問題としての複製・公衆送信(第36条)
- 視覚障害者等向けの著作物利用(第37条)
- 聴覚障害者等向けの「字幕」の作成等(第37条の2)
- 「非営利・無料」の場合の著作物の上演、演奏、口述(第38条第1項)

### Point 「私的使用のための複製」とは？

テレビ番組を録画して自分で見る、インターネットから著作物をダウンロードする、またはプリントアウトするなど、**家庭内など限られた範囲内での使用を目的とし、使用する本人が複製する場合**です。児童生徒が本人の学習のために行う複製は該当しますが、仕事で使用することを目的とした複製は該当しません。

#### 【条件】

1. 個人的に、または家庭内など限られた範囲内での使用を目的とすること（仕事での利用は対象外）
2. 使用する本人が複製すること（使用者の手足として他者に頼むことは可能）
3. 以下に該当しないこと
  - 誰でも使える状態で設置してあるダビング機などを用いた複製(コンビニ等のコピー機など文献複写のみに用いるものは除く)
  - コピーガードを解除して(または解除されていることを知りつつ)複製すること
  - 著作権を侵害したインターネット配信と知りつつ、音楽や映像をダウンロードすること
  - 著作権を侵害したインターネット配信と知りつつ、漫画、書籍、論文、コンピュータ・プログラム等をダウンロードすること(軽微なもののダウンロード等、一定の利用は除く)

#### 【注意】

**侵害コンテンツと知りつつダウンロードすることは、私的使用が目的であっても違法**であり、刑事罰が科されることがあります。(➡詳細は p.13)

### Point 「引用」とは？

研究、批評、報道等において、**自説の補強や、他人の考え方を論評するためや、報道の材料として、他人の著作物の一部を利用すること**です。

#### 【条件】

1. すでに公表されている著作物であること
2. 「公正な慣行」に合致すること（引用を行う必然性があり、引用であることが明確になっていること等）
3. 引用の目的が「正当な範囲内」であること（引用部分とそれ以外の部分の主従関係が明確になっている、引用される分量が必要最小限であること等）
4. 「出所の明示」をすること

## Point 学校その他の教育機関における複製について

学校や公民館などの教育機関において、授業の過程で使用するために他人の著作物を複製、公衆送信、公に伝達する場合です。

## 該当する行為の例

- 教師がインターネット上の著作物をダウンロードして授業で配布する
- 教師が生徒に対して授業の資料をメールで送信する
- インターネット上の著作物を授業でディスプレイやスクリーン等を用いて生徒に視聴させる
- 学校の運動会の様子を保護者など限られた相手にリアルタイムで配信する

## 【条件】

1. 営利を目的としない教育機関であること
2. 複製や公衆送信をするのが授業を担当する教師や授業を受ける生徒であること
3. 授業のための使用であること
4. 必要な限度内の使用であること
5. すでに公表されている著作物を使用すること
6. 著作権者の利益を不当に害しないこと
7. 慣行があるときは「出所の明示」が必要



★公衆送信行為を行う場合には、教育機関の設置者は補償金を支払う必要があります。

## 授業目的公衆送信補償金制度

ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、2018年の著作権法改正により創設された制度です。学校等の教育機関が授業の過程で利用するために必要と認められる限度において公衆送信をする場合に限り、教育機関の設置者が文化庁長官が指定する管理団体(SARTRAS: サートラス)に補償金を支払うことで、無許諾で行うことができます。

➡詳しくは  
SARTRAS ウェブサイト  
<https://sartras.or.jp>



## 補償金の支払に該当する公衆送信の例

- 教師が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信する
  - 教師が他人の著作物を用いて作成した教材をサーバにアップロードする
  - リアルタイム配信授業
  - オンデマンド配信授業
- ※遠隔合同授業の場合は補償金の支払は不要

## 参考 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」とは、著作者が自分の著作物を公開するにあたり、その著作物の利用条件を意思表示するための国際的な方法です。

「すべての権利を主張」と「すべての権利を放棄(パブリックドメイン)」の間で、いくつかの権利を主張する場合に利用され、右の4つのマークの組み合わせができます。

➡詳しくは  
クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト  
<https://creativecommons.jp>



## マークの意味

- 👤 表示：作品のクレジットを表示すること
- 🚫👤 非営利：営利目的での利用をしないこと
- 🚫📐 改変禁止：元の作品を改変しないこと
- 🔄 継承：元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること

## 6 著作権が侵害された場合の対抗措置

著作権の侵害とは、「無断で〇〇すること」です。例えば、無断でコピー・販売する、無断でインターネットで送信する、などが該当します。

権利が侵害された場合、権利者は次のような「対抗措置」をとることができます。

### 「刑事」の対抗措置

#### 【個人】

10年以下の懲役 又は 1000万円以下の罰金  
※あるいはその併科

#### 【法人】

3億円以下の罰金

### 「民事」の対抗措置

- ①差止請求(第112条)
- ②損害賠償請求(民法)
- ③不当利得返還請求(民法)
- ④名誉回復等措置請求(第115条等)

### Point

## 著作権侵害コンテンツ(海賊版)のダウンロードは違法です!

インターネット上には、音楽・漫画・アニメなどのコンテンツを無断でコピーし、正当な対価を権利者に支払うことなく利用できる状態にした「著作権侵害コンテンツ(いわゆる海賊版)」サイトが多数存在しています。

こうした背景から、著作権法では、違法にアップロードされた侵害コンテンツであると知りながらダウンロードすることは、私的使用のためであっても違法とされています。特に悪質な行為については、刑事罰の対象になります。

#### 対象となる著作物

音楽、映像、漫画、書籍、論文、コンピュータ・プログラムなど著作物全般

#### 違法となる行為

違法にアップロードされた著作権侵害コンテンツと知りながらダウンロードした場合

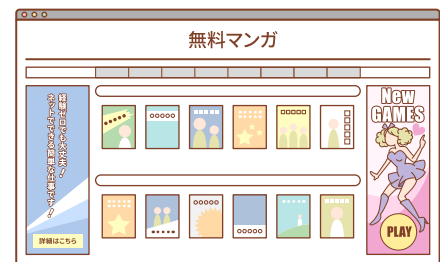
#### 刑事罰の対象となる行為

正規版が有償で提供されている著作物を反復・継続してダウンロードした場合

(音楽・映像の違法ダウンロードの場合には反復・継続性を必要としない)

→2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(併科もあり)

※ 刑事罰には権利者による告訴が必要(親告罪)。



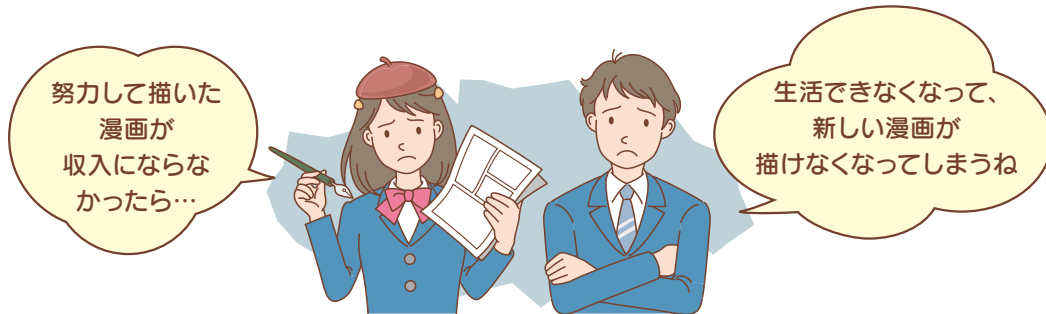
著作権侵害コンテンツ(海賊版)サイトはバナー広告を掲載することで収入を得ています。著作者に対価が支払われることはありません。



## 「海賊版」の問題とは

近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の発展等に伴い、インターネット上においても日本の音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどの海賊版が世界規模で流通し、その被害が急増しています。

海賊版が横行すると、著作権者等が適切に対価を得ることができなくなってしまいます。コンテンツを制作している企業であれば、正規版の商品が売れず、制作側の収益が減ってしまいます。著作者はもとより、制作に関わるすべての人の収入が減り、その結果、新たな作品が生まれなくなる可能性があります。



## 私たちができること

海賊版を利用することは、たとえインターネット上で視聴するだけであっても、制作者の収益に影響し、著作権者等に損害を与えることにつながってしまいます。何千、何万という人が利用すれば、私たちの大切な文化が消滅してしまう事態もありえます。

また、海賊版サイトには、個人情報盗まれる、詐欺サイトへ誘導されるといった危険な「罠」が仕掛けられていることも少なくありません。「海賊版かもしれない」「正規版のサービスではないかもしれない」と思ったら、絶対に利用しないことです。

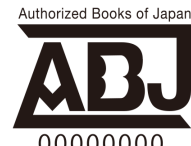
### 正規版のサービスの識別マーク

正規版のサービスかどうかの判別を容易にするため、音楽・映像は「エルマーク」を、出版物は「ABJマーク」を表示する取組が進められています。

エルマーク



ABJマーク



ABJ: Authorized Books Japan  
「正規の出版物」を意味します。

画像提供：一般社団法人日本レコード協会

画像出典：出版広報センターサイト <https://shuppankoho.jp>

## 漫画家の思い ～高校生みなさんに伝えたいこと～



出版社 海賊版対策担当  
一般社団法人ABJ広報部会長

**伊東 敦さん**

海賊版は、みなさんが普段使っている SNS にも多数アップロードされており、残念ながら多くの人に閲覧されてしまっています。

海賊版によって、漫画家たちはコミックスの売り上げが減ってしまうという状況に置かれています。若手の漫画家の中には、海賊版のせいで収入が減り、作品作りに専念できなくなって漫画を辞めてしまった人もいます。

海賊版を「タダ読み」する人が多い現状について、漫画家は、一生懸命描いた努力の価値が「0円しかない」と読者に言われているように感じるそうです。

もし、自分の撮った写真が SNS で他人に無断で使われたら、みなさんはどんな気持ちになりますか？ とても嫌な気持ちになると思います。それは漫画家も、他のクリエイターもみんな同じです。どうか作った人の気持ちになって海賊版の問題を考えていただけたらと思います。



文化庁「著作権テキスト」  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>



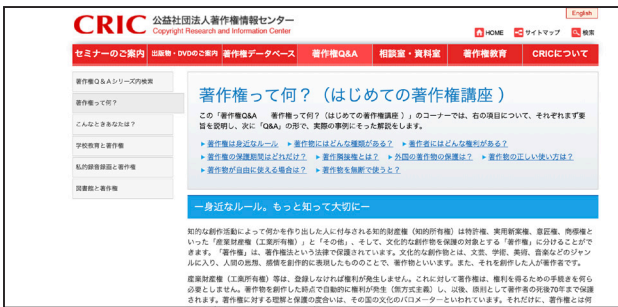
文化庁「著作権Q&A ~教えてぶんちゃん~」  
[http://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken\\_qa/](http://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken_qa/)



文化庁「著作権侵害対策情報ポータルサイト」  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>



公益社団法人著作権情報センター「みんなのための著作権教室」  
<http://kids.cric.or.jp>



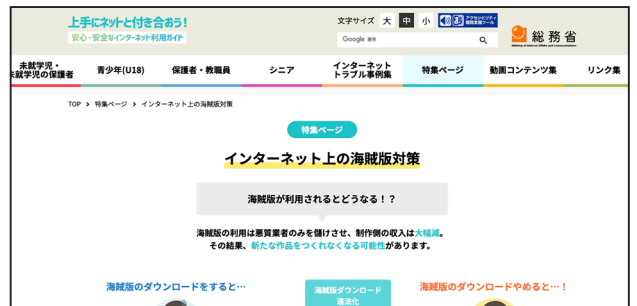
公益社団法人著作権情報センター  
 「著作権って何？（はじめての著作権講座）」  
<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/index.html>



一般社団法人日本音楽著作権協会「ジャスラックパーク」  
<https://www.jasrac.or.jp/jasracpark/index.html>



出版広報センターサイト  
<https://shuppankoho.jp>



総務省「上手にネットと付き合おう！」  
[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/special/kaizokuban/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/kaizokuban/)

